

令和 7 年

第 2 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 21 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和7年第2回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 令和7年3月21日（金） 午後5時00分 開会
午後5時22分 閉会

- 2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室

- 3 出席者 教育長 志 田 晴 美
委員 富 田 教 代（教育長職務代理者）
委員 内 田 和 子

- 4 欠席者 委員 篠 崎 和 則
委員 丸 山 陽 子

- 5 説明のため出席した職員の職，氏名

教育部長	三 宅 修
教育企画課長	湯 澤 康 一
学校管理課長	山 田 規 生
教育研究課長	安 田 理 恵
歴史文化財課副参事兼課長補佐	関 口 慶 久
こども部 幼児保育課長	松 本 崇

- 6 傍聴人 なし

- 7 本日の日程

(1) 議 案

- 議案第6号 令和7年度水戸市教育行政方針について【公開】
議案第7号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則【公開】
議案第8号 水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則【公開】
議案第9号 水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程【公開】
議案第10号 水戸市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則【公開】
議案第11号 水戸市教育委員会職員の人事について【非公開】

8 会議の概要

午後 5 時00分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和 7 年第 2 回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、篠崎委員及び丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第11号につきましては、非公開の取り扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、「議案第11号 水戸市教育委員会職員の人事について」につきましては、関係職員のみのお出席となりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議案第 6 号 令和 7 年度水戸市教育行政方針について、説明願います。

湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 それでは、資料の 1 ページをお開き願います。

議案第 6 号につきましては、水戸市令和 7 年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定することをお諮りするものでございます。

令和 7 年度水戸市教育行政方針の各施策につきましては、第 7 次総合計画や令和 7 年度当初予算等との整合を図りながら作成し、これまで、令和 7 年第 3 回教育委員会定例会と令和 7 年第 1 回教育委員会臨時会に協議案件として提出し、いただきました御意見等を踏まえて、令和 7 年度に取り組むべき施策としてまとめたものでございます。

前回からの修正点でございますが、大きな修正点はなく、軽微な修正を施し、今回、議案として提出するものでございます。

なお、教育行政方針は、議決いただきました後、水戸市ホームページにおいて広く周知するとともに、学校長会等の機会を活用し、各学校の教職員に対しても周知が図られるよう努めてまいります。

また、計画する事務事業を着実に達成できるよう、進行管理を的確に行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございますが、令和 7 年第 1 回教育委員会臨時会にて、内田委員より質問のありました件につきまして、松本幼児保育課長から説明させていただきます。

○松本幼児保育課長 それでは、令和 7 年第 1 回教育委員会臨時会で内田委員から御質問のあった、3 ページの「1 幼児教育の充実」の目標指標「幼稚園等と小学校の合同研修会の実施 15校」の目標値を「15校」とした理由及び合同研修会の内容について、御説明いたします。

はじめに、幼稚園等と小学校の合同研修会についてでございますが、こちらは「幼児教育と小学校教育接続のための協議会」とは違い、各小学校において実施する幼稚園等の保育者と小学校教諭の相互理解のために実施している合同研修となります。

合同研修会の内容としましては、講師の方を招き、保幼小連携に関する研修、小学校への接続カリキュラムの合同策定、小学校と就学前施設との相互の保育参観や授業参観の実施のための打合せ等の意見交換会などとなっております。

次に、目標値の15校についてでございますが、この幼稚園等と小学校の合同研修会を実施している小学校数につきましては、茨城県におきましても、「保幼小の連携・接続の現状に関する調査」の調査項目の1つとしてしているところです。

茨城県就学前教育・家庭教育推進室による令和6年度の調査結果によると、本市は小学校33校中12校が合同研修会を実施しておりますが、令和5年度の調査結果につきましても、令和6年度と同じく12校であり、同じ学校数で停滞していることから、令和7年度については、目標値を15校としたところでございます。

令和7年度につきましては、幼児教育と小学校教育の接続のための協議会の各部会等を通して、小学校や公立・民間の幼稚園・保育所等へ働きかけを行い、合同研修会を実施する小学校数の拡大を図ってまいりたいと考えており、その後は全校での実施を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

内田委員。

○内田委員 令和7年度水戸市教育行政方針ではなく、令和7年第3回教育委員会定例会の際にいただいた「議案第2号参考 水戸市令和7年度予算の主な事業」につきまして、確認があります。

「1 まち全体で「こどもたちを育むみと」の「地域スポーツクラブ活動及び文化活動体制整備事業」につきまして、「休日の部活動の地域連携・地域展開について方針を決定するとともに」と記載されておりますが、以前に「地域移行」という文言から「地域展開」という文言に改めると聞いていたため、それを受けた内容になっているのかと思いますが、上部の「部活動を地域クラブ活動へ段階的に移行する」の「移行」につきましては、「地域展開」に変更する必要はないのでしょうか。

また、「休日の部活動に係る地域クラブへの移行方法の検討」につきましても「展開方法の検討」となるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 今後の方向性としては、本市としても「展開」とすることを想定しておりますが、文部科学省から「地域移行」を「地域展開」に改めるという正式な発表はされていないため、現在のところ国として正式に発表されている「地域移行」と両方の言葉を使用しながら、このような形で記載させていただきました。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第6号は可決しました。

ここで、松本幼児保育課長には退室していただきます。

ありがとうございました。

〔松本幼児保育課長退室〕

○志田教育長 次に「議案第7号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」についてでございますが、こちらは、「議案第8号 水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則」及び「議案第9号 水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程の一部を改

正する規程」と関連がございますので、一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第7号、議案第8号及び議案第9号について、説明願います。

湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 それでは、議案第7号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則、議案第8号 水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則及び議案第9号 水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

3つの議案に共通する改正につきましては、令和6年度に新たに設けられた「参事補」に加えて、令和7年度から新たに「調整監」という補職名を設けることによるものでございます。

参事補と調整監の違いにつきましては、参事補は課付の職員でございまして、調整監は部付の職員になります。

初めに、議案第7号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきましては、4ページの「水戸市教育委員会事務局組織規則新旧対照表」を御覧願います。

第12条第1項で「必要に応じ、部に調整監を、課に参事補を置く。」とし、第2項で「調整監及び参事補は、上司の命を受け、専門的な知識経験に基づき調整、指導助言その他特に指定された事項に関する事務を処理する。」と規定するものでございます。

また、「別表（第3条関係）」に記載されている歴史文化財課世界遺産推進室世界遺産係の事務分掌について、「2 日本遺産の魅力発信に関すること。」を新たに加えるものでございます。

次に、議案第8号 水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則につきましては、6ページの「水戸市教育委員会職員の職名に関する規則新旧対照表」を御覧願います。

調整監は、管理監督職ではないことから、課長補佐級の「副館長」の次に調整監を加えるものでございます。

次に、議案第9号 水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程につきましては、8ページの「水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程新旧対照表」を御覧願います。

この「別表（第2条関係）」は、人事評価における被評価者、評価者及び調整者の関係を示しておりますが、調整監の人事評価につきましては、「教育部長が指定する課長」が評価し、調整者を「教育部長」とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第7号、議案第8号及び議案第9号について採決いたします。

議案第7号、議案第8号及び議案第9号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は可決しました。

次に、議案第10号 水戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について、説明願います。
山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 それでは、資料の9ページを御覧願います。

議案第10号 水戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。
改正内容につきましては、奨学金の額を月額「6,000円」から「10,000円」に改めるものでございます。

また、別紙でお配りさせていただきました「議案第10号参考」の右上に「現行」及び「改正(案)」と記載されている2枚の資料を御覧ください。

奨学金の申請手続の際に申請者から御提出いただいております「様式第1号 奨学生願書」の裏面にごございます「健康診断」欄につきまして、現在は「ツベルクリン反応検査」が廃止されておりますことから、関係する項目等を削除するとともに、「既往症」についての「完治」の項目を追加するものでございます。

さらに、「参考事項」欄の「奨学資金希望理由」欄につきまして、本奨学金は併給禁止としておりますことから、他奨学金等受給希望の有無を確認するための項目を追加するものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

なお、資料の11ページ及び12ページに「水戸市奨学金条例施行規則新旧対照表」がございますので、後ほど、お目通し願います。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

富田委員。

○富田委員 現在、この奨学金は何人が受給しているのでしょうか。

○志田教育長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 令和6年度当初につきましては、30人おりましたが、他の奨学金を受給するとのことで、2人辞退いたしまして、現在28人となっております。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第10号は可決しました。

【議案第11号 水戸市教育委員会職員の人事について：非公開】

○志田教育長 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 教育委員会会議等の今後の予定につきまして、4月3日開催予定である第4回教育委員会定例会でございますが、ホテルレイクビュー水戸4階「なでしこ」にて午後5時から行いたいと思います。

併せて、終了後に教育委員歓送迎会を行いたいと思いますので、よろしく願います。

以上でございます。

○志田教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後 5 時22分 閉会

9 議決事項

議案第 6 号について原案可決

議案第 7 号について原案可決

議案第 8 号について原案可決

議案第 9 号について原案可決

議案第10号について原案可決

議案第11号について原案可決